

令和6年度第8回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第8回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員、■番■■■■委員、■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の5名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は9名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申しあげます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせて頂きます。■番■■委員、■番■■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
		(担当者説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「神石高原農業振興地域整備計画の変更について」意義なき旨回答することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
議案第2号	議 長	続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-23の■■■の案件につきまして、■■■推進委員さんお願いします。
	■番	先週の23日土曜日の3時から現地に行きました。■■■さんと思っていたんですが、■■■さんと言われまして、■■■のほうで広々とジャーマンアイリスの苗を作ってタキイに出されています。先代のお父様から継いでされていて、もうタキイさんとは70年の付き合いがあるということです。■■■さんが持ち主なんですが、■■■市に住んでおられて電話をしたところ遠くて帰れないのでまかせますということで、■■■さんと私と■■■農業委員さんの3人で話しをさせていただきました。場所はここから■■■に向かって行き、■■■の奥のほうへあります。■■■さんのお家は雨漏りがしていてなおさないといけなかったと言われていましたが、お家を買われて土地も譲り受けて、一家で寒くてもこっ

		ちに住むからと意気揚々とされていて素晴らしいなと思いました。もう70才ということで私と歳があまり変わらないけど、これからもまだまだ頑張られるんだと感じました。茶畑のほうはそのままきれいに摘んで使われるそうです。寒いなあと言われていましたが、■■■町とは全然違いますよということはいいました。屋根も直したり壁のほうも直したり色々されて、サルが来るからと金網をした上に電柵を2重にすると言われました。全部自分でされるそうで素晴らしい人が来てくれたなあと思いました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、3-23の■■■の案件と、3-24、3-25、3-26につきまして、■■■農業委員さんお願いします。
	■ 番	■■■地区担当の■■■です。本日■■■推進委員が所用で欠席しておりますので代わって報告させていただきます。受付番号3-23について先ほど詳しく説明があったんですが、場所につきましては■■■より■■■kmの位置にあります。■■■地区の範囲にございますが所有権移転の申請です。11月23日に■■■推進委員と申請者の■■■さん同行のもと現地を確認し調査しました。申請者である譲渡人は居住地が遠隔地で耕作が困難であり後継者もないので譲り渡したい意向です。譲受人は先ほどありましたように■■■町でジャーマンアイリスの栽培を手広くされています。ハウスも58棟所有して先ほどあったように、タキイに出荷されています。近年気温の上昇で生育不良ということで、気温が5度違う清涼な神石高原町で栽培したいという意向で譲り受けたいと申し出たそうです。栽培方法として一式農薬を使用しない方法でやられているらしく、周辺の農地にも影響はなく、所有権移転されても何ら問題がないものと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、受付番号3-24について報告します。場所は■■■より■■■へ■■■kmの場所にあります。申請は所有権移転の申請です。11月23日に■■■推進委員と現地調査しました。申請者である譲受人は居住地から近く白菜の栽培を計画しております。現在営農に意欲的に取り組んでおり今回の申請も規模拡大のためのものです。譲渡人は会社の仕事が忙しく耕作が困難なため譲り受け人との合意により今回所有権移転の申請をされたものです。所有権の移転をされても何ら問題ないものと思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、受付番号3-25について報告します。場所は■■■より■■■へ■■■kmの場所にあります。申請は所有権移転の申請です。11月23日に■■■推進委員と現地調査しました。申請者である譲受人は高齢で耕作が困難であり、また後継者もないことから譲り渡すとのこと。譲受人は居住地に近く規模拡大をするため譲り受けることにしたということです。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。 続きまして、受付番号3-26について報告します。場所は■■■よ

		り■へ■kmの場所にあります。申請は所有権移転の申請です。11月23日に■推進委員と申請者の■さん同行のもと現地調査しました。申請者である譲受人は健康上耕作することが困難なため譲渡するとのことです。譲受人は空き家バンクに付随した農地であり、果樹園にして、いちじくを栽培したいと考えておられます。所有権移転されても何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」受付番号3-23、3-25、3-26の案件について申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 続いて、3-24の案件について採決に入ります。参与の制限によりまして■農業委員は退席をお願いします。 (■委員退出) 3-24について、申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。■委員は入室してください。
議案第3号	議 長	続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。5-10の案件につきまして、■推進委員さんお願いします。
	■番	■地区担当の■です。受付番号5-10について報告します。場所は役場本庁より■に■kmの場所にあります。11月16日に■農業委員さんと申請人である■さんと現地調査しました。申請のあった農地は農業公共投資の対象となっていない生産力の低い小集団の農地でその他2種農地です。母屋を建て替えようとしたところ、敷地が土砂災害の特別警戒地域に指定されており、建て替えが困難ということで畑のほうに建てられるということです。周辺農地への影響もなく農振地域外であり何ら問題ないものと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	議 長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	■番	この場所は仕事の関係でよく行っているの知っていますが、写真の■番地のところに母屋があってここが土砂災害のレッドゾーンになるということですね？

	事務局長	その通りです。
	■番	■の田んぼだけを使って住宅を建てるのではなく、■も含めて建物を建てるということではないですか？
	事務局長	説明が不足しておりました。その■と■にまたがって建築をされるということで、既存の建物については取り壊しをされると聞いております。補足ですが、今回は所有権移転ではなく使用貸借権の設定で申請をされています。
	■番	お父さんの土地を息子さんが借りるということですか？
	事務局長	そうです。
	議 長	他にございませんか。無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願いします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。
報告第1号	議 長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議 長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時21分

		以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。 令和6年12月25日
		会長 ☐ 番 ☐ 委員 ☐ 番 ☐ 委員